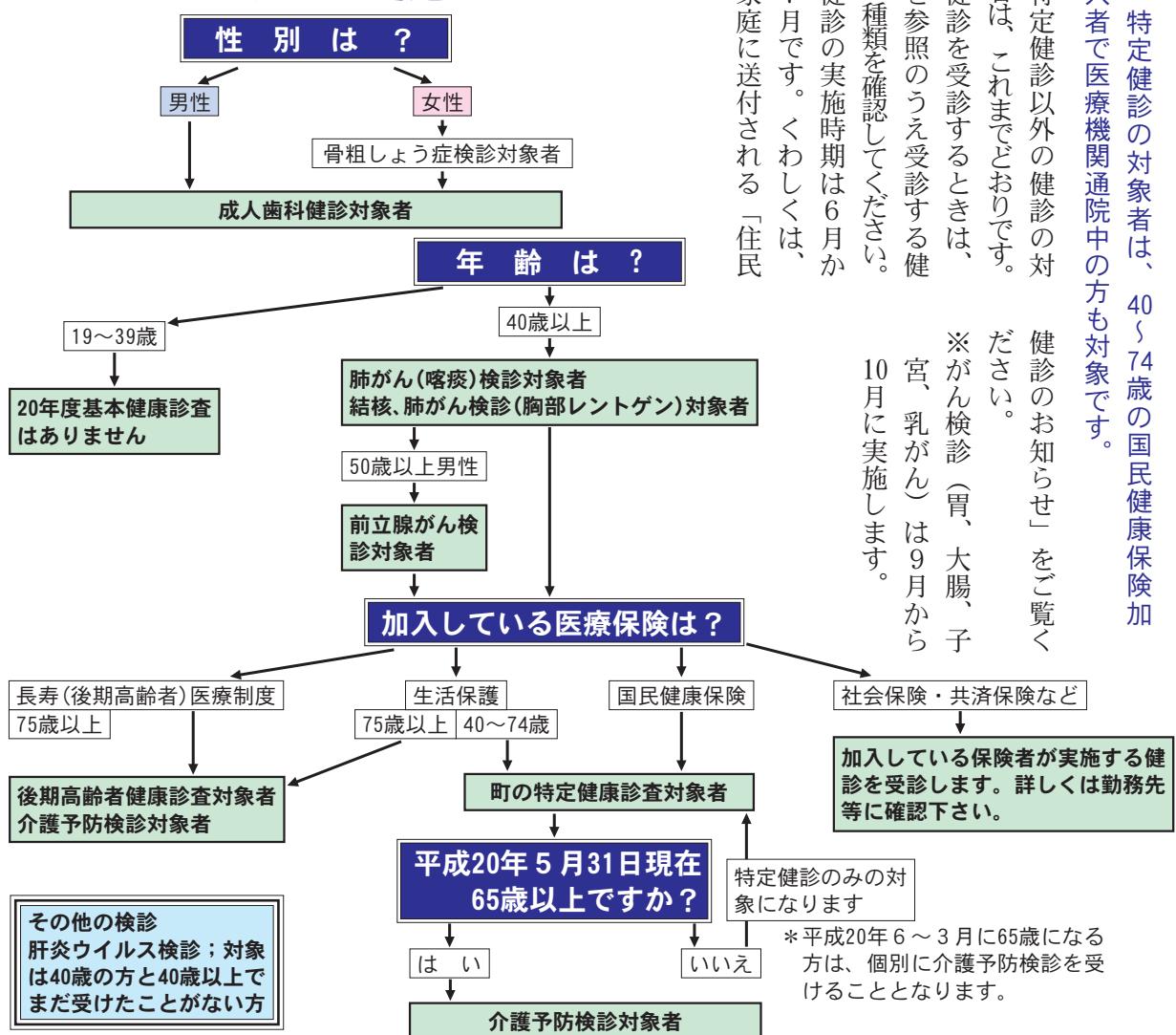


特定健康診査が始まり

健康診査の内容が変わります

◆問い合わせ
健康管理課 健康管理班
☎ ⑧23400

特定健診の対象者は、40～74歳の国民健康保険加入者で医療機関通院の方も対象です。
特定健診以外の健診の対象者は、これまでどおりです。
健診を受診するときは、健診を受診する健診の種類を確認してください。
図を参照のうえ受診する健診の種類を確認してください。
健診の実施時期は6月から7月です。くわしくは、各家庭に送付される「住民健診のお知らせ」をご覧ください。
※がん検診（胃、大腸、子宮、乳がん）は9月から10月に実施します。



児童手当の現況届 6月中に提出を

児童手当は、保護者からの申請に基づき支給されます。手当を受けている方は、現況届の提出が必要です。早めに手続きをしてください。

【現況届に必要なもの】

①現況届（受給中の方には郵送）

②健康保険証の写し、また

は年金加入証明書（請求者がサラリーマンの場合）

③所得証明書（請求する年の1月1日に横芝光町に住所がなかつた方）

④印鑑（認印）
◎児童手当の支給対象

小学生6年生までの児童（12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合は支給されません。

出生、転入等により新たに手当を受ける対象となる方は、請求手続きをしてください。

◎手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給されます。

支給月は毎年2月・6月・10月の3回で、それぞれの前月分までを支給します。

◎支給額（月額）		
児童の年齢と出生順位		
		支給月額 (1人につき)
3歳の誕生月分まで	出生順位にかかわらず	10,000円
3歳の誕生月の翌月から	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

◆提出先・問い合わせ

◎特例給付
所得制限により児童手当を受けられない方は、その人の前年所得が一定額未満の場合に限り特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

☎ ⑧1257
福祉課社会福祉班